

## 令和3年由仁町議会第2回臨時会 第1号

令和3年2月9日（火）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
- 4 議案第 1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 2号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について

### ○出席議員（9名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	加 藤 重 夫 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	羽 賀 直 文 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	平 中 利 昌 君
	7番	大 竹 登 君		8番	佐 藤 英 司 君

### ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
	祉	課				君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和3年由仁町議会第2回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 佐藤君、9番 後藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、令和3年度から令和5年度までを計画期間として見直しを行いました。

た第8期介護保険事業計画に基づき、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

このたび見直しを行いました第8期介護保険事業計画におきまして、令和3年度から令和5年度までの3年間に見込まれる介護サービス給付費などを積算し、必要となる第1号被保険者保険料額を算定したところであります。この算定されました保険料に基づき、本条例について所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第1号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第2条は保険料率で、第7期介護保険事業計画の期間でありました平成30年度から令和2年度までを第8期の計画期間、令和3年度から令和5年度までに改めようとするものであります。次に、各号の規定であります。第5号が基準となる額でありまして、現行6万6,840円、月額で5,570円を改正後は7万1,400円、月額で5,950円に改正しようとするものであります。改定率にして約6.8%の増であります。第1号は、第5号で規定する基準額に0.5を乗じた額で3万5,700円に、第2号及び第3号は0.75を乗じた5万3,550円に、第4号は0.9を乗じた6万4,260円に、第6号は1.2を乗じた8万5,680円に、第7号は1.3を乗じた9万2,820円に、第8号は1.5を乗じた10万7,100円に、第9号は1.7を乗じた12万1,380円にそれぞれ改めようとするものであります。

第2条第2項から第4項までは令和3年度から令和5年度まで各年度におきまして第1段階から第3段階までさらに減額賦課とする規定であり、第2条第2項は第1項第1号で規定しております第1段階について減額割合0.5を0.3とし、保険料額を2万1,420円にしようとするものであります。

第2条第3項は、第1項第2号に規定しております第2段階について減額割合0.75を0.5とし、第2項の規定を準用して、その額を3万5,700円にしようとするものであります。

第2条第4項も同様に、第1項第3号に規定しております第3段階について減額割合0.75を0.7とし、次のページをお開き願います。第2項の規定を準用して、その額を4万9,980円にしようとするものであります。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は適用区分で、改正後の由仁町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては条例に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑を行います。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） このたびの改正をしなければならない理由、この説明がありません。お願いします。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 介護保険法に基づきまして3年間の介護保険事業計画を策定し、その中で必要となる介護サービス、それに伴う保険料額を算定するという事になっておりまして、その額は条例で定めるものとされているということとなっております。介護保険法におきましてそう規定されているところであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それでは説明不足で、こちら側としては理解できない。もうちょっと詳しく説明できますか。法律の解釈はいいです。目的です。この部分が足りなくなるから、今回改定しますよと。これがあるはずで。標準割合も結構です。これもいい。借入金の償還分だとか、いろんな中身あるわけでしょう。そのために上げるのでしょうか。それを説明しなければいかぬでしょう。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時44分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） このたび策定いたしました第8期介護保険事業計画におきまして必要となる3年間の介護事業を予測し、サービス量を見込んだところであります。このサービス量に応じた費用につきまして国・道支払い基金、保険料といった法定割合によりまして必要となる第1号被保険者保険料額を算定し、本条例改正後の案としてこのたび提案したところであります。

以上であります。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号の取扱いについては、由仁町議会委員会条例第5条の規定により、由仁町介護保険条例審査特別委員会を設置し、その構成は議長を除く9名とし、これに付託することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま設置されました由仁町介護保険条例審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長(河合高弘君) 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大畠敏弘議員、2番、加藤重夫議員、3番、早坂寿博議員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を由仁町介護保険条例審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時54分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎由仁町介護保険条例審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 由仁町介護保険条例審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に大竹君、副委員長に羽賀君です。

由仁町介護保険条例審査特別委員会は、付託となった議案第1号について閉会中に審査を終え、次期定例会まで報告願います。

◎日程第5 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第2号 令和2年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス感染症対策に伴うデマンドタクシー運行事業費の追加や新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用の計上及び農業関係事業費の増額で、歳入ではこれらの財源として国庫支出金や道支出金の計上及び財政調整基金から繰入れを行うものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 新型コロナウイルスワクチン接種事業費、これについてお伺いしたい。

こうやって予算を組みましたと。これは、実施日程というのは決まっているのですか。まず、そこからお願いします。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 接種スケジュールではありますが、まず医療従事者から優先接種となります。今言われておりますのは、2月中旬、医療従事者のうち、全国ベースの話ではありますが、1万人が先行接種されるというスケジュールになっております。その他の医療従事者等につきましては3月中旬以降、次に高齢者が優先接種となりますが、高齢者の接種につきましては4月以降ということでありまして、それ以降のスケジュールにつきましては具体的にはまだ設定されていないという状況であります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） そのように五月雨式にワクチンを接種すると。それで効果あるのですか。目的は何なのですか。由仁町として接種事業をしますと。その目的は何なのですか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時02分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 接種目的につきましては、新型コロナウイルスの感染予防、発症予防、重症化予防ということを目的としているところであります。

五月雨式にというご指摘ではありますが、ワクチンの供給につきましては国が責任を持って実施するというところで取り進められるところでありますが、優先順位がそれぞれ振られております。この優先順位につきましては、感染リスクの高い方、あるいは感染すると重症化するリスクの高い方というものを順次優先的に接種をするというスケジュールを組まれているというところであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 五月雨式に組む理由というのは何かあるのですか。なぜ、由仁町の場合4,500人、対象者。そこの時間的にタイムラグがあると、どこかで不都合起きたときにこの接種事業自体が飛びます、これ。そこは、きちっとしたエビデンスあるのですか。おかしい。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 今浮田議員おっしゃるとおり、町内の対象者は4,500人おります。4,500人が2回接種ということで9,000回の接種を予定しているところであります。9,000回ということではありますが、これには当然ワクチンが供給



されなければならないということが1点、それと実施体制といたしましては集団接種、個別接種と両方の組合せで実施をしますが、先ほど副町長の説明にもありましたとおり、町内の医療機関、町立診療所及び牧野内科医院の協力を得て接種を実施するという体制を考えております。具体的に今の町内で確保できる資源の中で考えますと、1日に接種できる数も当然上限があります。現在集団接種での1日の接種を300人を想定しております。それ以上はなかなかできないであろうというふうに考えております。そう考えますと、どうしても期間的には長期間にわたってしまうということになりますので、本来全ての町民が早い段階で接種できるのが望ましいのは当然であります。具体的に人的な問題、ワクチンの問題を考えますと、どうしても長期にわたってしまうという中で、先ほど申しあげました優先接種、これ国が示しているところでありますが、その優先接種順に基づいて接種をしていこうというふうに考えているところでもあります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） どうも理解できない。これ感染症法、ここにワクチンの接種に関しては被接種者、国民です。国民のほうは努力義務ですよと訳の分からぬ設定がされています。努力義務です。打っても打たなくてもいいですよ。だけれども、国としては接種事業はやりますよと。由仁町もそうです。北海道知事から指示されて、このように予算を組む羽目になった。そこの感染症を何とか食い止めようという、そこが見えないのです。先ほど言ったように、五月雨式にワクチンを打って行って、いいですか。今打ったワクチンは秋頃でないと効いてこない。ところが、実際、御存じのように、ワクチンの体内での有効期限、これが3か月だとか4か月、だからもう一回打たなければならないと。ところが、ファイザーのほうでは2回では足りない。3回打ったほうがいいと、こういう論文発表が出ています、もう。当町においてはファイザー、それからアストラゼネカ、もう一社と。もう一社、アメリカです。ところが、日本ではまだ承認されていない。しかも、これが特例承認だ。治験のデータも不足している。それによる副反応のデータも不足している。本来のワクチン自体がいつ来るのかも分からない。アストラゼネカの商品に関しては、スイス政府が拒否しましたよね。発表した。昨日は、南アフリカで発表した、アストラゼネカのやつは危険ですよと。もう少しそこ丁寧に町民に説明していかないと、行政側の接種事業としては不備があると思います。先日全員協議会でお尋ねしたように、16歳以下、なぜ必要ないのですかと。妊婦さんの問題もあります。この方々を感染症から守る何か手だて、行政として持っているのですか、これ。実に不思議だ、やっていることが。もう少しあらゆるデータが国から発表されるまで、準備はいいですけども、やはり待つべきと、私はそう思う。こういうような予算の組み方では、町民からはなかなか理解されないでしょう。ワクチン打つのは町民、あなた方、自分の判断ですよと突き放してしまうのなら、国のやっていることと一緒にしょう。コロナにかかる国民、あなたがみんな悪いのですよと国が言ったでしょう。同じことするのですか、これ。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のご質問ですが、まさに浮田議員の主張のとおりのことを多くの町民の皆さんが疑問に感じているのではないかなと思っていますところであります。ただいま所管する保健福祉課長のほうから説明をさせていただきましたが、これ私ども一切隠し事はありません。これが今1,700ある市町村の実態であります。これだけしか情報がないのであります。それでは、ワクチン接種の効果という問題になりますが、これは議員ご指摘のとおりエビデンスがないのです。証拠がないのであります。そうだろうというふうに専門家が言っているだけなのです。この段階で踏み切るかどうかということなのであります。これはご指摘のとおり義務ではなく、個人の任意に委ねられるわけであり。ですから、これは2類なのです。感染症の2類で、5類ではないわけで、町民の方のあくまでも選択になります。ワクチン接種というこれからスタートすることであり。ですが、ワクチン接種、思い出していただきたいと思います。毎年インフルエンザワクチンを秋から冬にかけての蔓延防止のために希望者に任意接種ということで接種をしています。しかし、ワクチンを接種したらインフルエンザにかからないわけではないのです。感染が拡大するという、拡大しないという保証もないだろうと。感染した場合に症状が軽くなるというだけなのであります。それから連想しますと、このコロナワクチンに関してもこれを打てば感染の蔓延を防止するということでは私はないと思います。あくまでも重症化した際、主に高齢者の重症化が生死に関わる問題となっている現時点においては、生命を守るという点においてはこれしか今は方法がないということであり。私どもは、今入ってきている情報を包み隠さず町民の方に提供をして、一人でも多くの町民の皆さんの命を守るためにこの接種事業をきめ細かな説明をして、実施をしたいと考えているところであります。残念ながら接種するワクチンの量、そしてワクチンが私どもの町に届く日にち、今話題になっているマイナス75度で保管する冷蔵庫が我が町に届く、その日にちもまだ決まっていないわけであり。しかし、ここでしっかり予算措置をして、それが決まった段階には速やかに、迅速にまずは医療従事者から打つという、そういう体制をまずはスタートする。その第一歩となるのが今回提出させていただいた補正予算であります。これが完璧だと私は思っておりません。このコロナウイルス感染症というのは、これからまだまだ、普通の私たちが年間を通して感染するかもしれない風邪ですか、そのような病気になるまで恐らく相当な時間がかかるとは思いますけれども、まずはできることからきめ細かく対応していかなければならないと考えているところであります。残念なことは、今ワクチンは3社、3種類しかないわけ。今報道では、ワクチンの種類を選択することができるような報道が一部マスコミによって流されておりますが、そのことすら私どもの自治体のほうには一切届いていないのであります。マイナンバーカードにひもづけするという、そういった情報もありましたけれども、それもまだ届いていないという。政府のことになりますけれども、五月雨式というのですか、非常にお粗末な状態が届いているというのが現状であります。しかしながら、やらなければならないというふうに考えているところでありますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） お話の内容は分かります。大変難しい問題だということも分かります。結局厚生労働省が所管としてしなければならない事業、それを市町村のほうに各都道府県通して指示ですよね。これもまたおかしな話で、最後にお聞きしたい。16歳以下の子供、それと17歳との違い、それと妊産婦、この人方はどうやってこの感染症を防げばいいのですか。この1点だけ最後お聞きしたい。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） ご質問の16歳未満、妊産婦という話であります。まず現在薬事承認されるという見込みのファイザー社のワクチンにつきましては、臨床試験が16歳未満では行われていないということから、今回承認となる見込みでありますワクチンにつきましては16歳以上ということでの承認予定ということでもありますので、16歳以上の接種というふうに考えているところであります。妊産婦につきましては、妊婦につきましても臨床試験が行われていないということではあります。妊婦を接種から除外をしないというふうに言われております。妊婦も接種できるという状況であります。当然副反応等の心配もございますので、かかりつけの産院への相談ということも必要かと思っております。妊婦につきましても接種可能という状況であります。15歳以下を守らないのかという話であります。こちら国の言い分ではあります。今後ずっと15歳以下については対応しないということではないというふうに国のほうでは言っております。現時点ではまだ見通しが立っておりませんが、今後15歳以下への対応につきましても順次進められるものというふうに承知しているところであります。

以上です。

（「由仁町としてどう対処できるんですかって聞いている」の声あり）

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） まず、16歳以下の者に対しては、現状では今までどおり密にならない、手洗いの励行、マスクをしてくださいと、基本的な今続けている感染症対策を継続して実施していただくしか方法はないと思います。ただ、ただいま課長が説明したとおり、いわゆる16歳未満の青少年、子供たちに対しては、このワクチンのいわゆる検証がされていないと。私は、ここが一番の問題だと思っています。これは、時間がかかるかもしれないですけども、しっかりとした検証データが出てから速やかに接種に踏み切ることが必要だと思います。それはなぜか。皆さんご承知だと思います。子宮頸がんワクチン、国があれだけ接種に向けて、接種してくださいと進めたワクチンです。後に後遺障害を持った若い女性がたくさん出ました。私どもの自治体では、今この子宮頸がんワクチンの接種を推奨しておりません。治験データを重ねたにもかかわらず、こういうこと、結局は体の中に病原菌を入れて抗体を作るわけですから、何が起るかわからないわけです。少なくともそういうリスクを回避するためには時間がかかってもいいから、そういう一定の安全性が確保できるまでこれは待つていただくしか方法はないというふうに考えて

おります。青少年の方には大変長い時間を待たせることになるかもしれませんが、今はそれしか方法がない。これが現状であります。小学校、中学校を通してでもこれはこれからも励行していきたいというふうに考えております。決して打たないということではありません。そのときが来たら打ってくださいというふうに私どもはお願いをしないとならないのだと。しかしながら、治験データが少な過ぎる。非常に危険なものなのかもしれないということが今は分からないのであります。ということで、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。反対討論から。ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） なければ、これから採決を行います。  
この採決は起立採決で行いたいと思ますので、よろしく願ひいたします。  
議案第2号 令和2年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） お座りください。賛成全員です。  
よって、令和2年度由仁町一般会計補正予算については原案のとおり決することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。  
令和3年由仁町議会第2回臨時会を閉会いたします。  
ご苦勞さまでした。

◎閉会 午前10時22分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                    熊 林 和 男

8 番議員              佐 藤 英 司

9 番議員              後 藤 篤 人